

個人質問

議会事務局
処理欄

令和3年8月17日 8時17分 受付

質問順位 第10番

武豊町議会議長 石原 壽朗 殿

武豊町議会議員 石川 義治

一般質問の通告について

令和3年第3回武豊町議会定例会において、次のように質問したいから通告します。

質問事項	質問の要旨(具体的にご記入願います)
1.視覚障害者について	<p>【趣旨説明】</p> <p>視覚には、視力・視野・光覚・色覚・屈折などの機能があり、そのうちの視力・視野のどちらか、または両方の機能が十分でないため、眼鏡やコンタクトレンズなどを使用しても見え方が良くなる状態を「視覚障害」といいます。</p> <p>私達は普段、視覚・聴覚・嗅覚・触覚・味覚・平衡感覚を使って情報を得ていますが、そのうち視覚から80%以上の情報を得ているといわれています。視覚障害といっても、すべての皆さんが見えない方ではありません。視覚障害者といわれる半数近くは、まったく見えないか光の明暗だけがわかる「全盲」の方で、後は少し見えますが日常生活に支障が生じている「弱視(ロービジョン)」の方です。</p> <p>視覚障害の疑似体験は、過去に数度経験したことがあります。エレベーターに乗る、買い物をする、電車にのる、食事をするなど、普段いかに視覚を頼りにしているかがわかりました。目が見えないことでの不安、恐怖も感じました。</p> <p>視覚障害になる可能性は誰でもあります。</p> <p>先日、視覚障害を持たれている住民方にお話を伺う機会をいただきました。気が付かないご苦労が多々あることを、改めて認識させていただきました。ハザードマップが読めない、住民窓口課の前を通ることが怖い、助成制度の使い勝手が悪い、議会だよりが読めないなど、疑似体験とは違うご苦労の一端を、お聞きしました。</p> <p>2019年、読書バリアフリー法が成立しました。通常の活字の本を、視覚障害者が自力で読むことは困難です。そこで長年にわたって視覚障害者の読書は、ボランティアなどによって支えられてきました。近年はデジタル化で電子書籍が普及したことにより、視覚障害者でも自力で本を読める可能性が出てきました。読書バリアフリー法では、地方公共団体に対し、公立図書館等について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、その円滑な利用のための支援の充実、図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずることを求めています。</p> <p>武豊町では、第6次総合計画で、「障がいのある方が地域において、相談や必要な支援を受けながら、健やかに安心して暮らせるまちを目指します。」と謳っています。視覚障害者の声をしっかりお伝えし、少しでも施策に反映していくことが重要であると考え、以下、質問します。</p> <p>【質問事項】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 視覚障害者の声を、どのように把握され、施策に活かしているのか2. 視覚障害者に対する防災対策は、どのように進めているのか3. 公共施設では、視覚障害者へはどのような配慮がされているのか4. 視覚障害に対応した補装具費支給制度、日常生活用具給付等事業補助には、具体的にはどのようなものがあるのか5. 読書バリアフリー法の成立をうけ、武豊町では具体的にはどのようなことを進めているのか